大崎市介護認定審査会支援システム導入業務公募型プロポーザル実施要領

**１　趣旨**

本実施要領は，大崎市介護認定審査会への介護認定審査会支援システムを導入する業務等（以下「本業務」という。）を委託するに当たり，公募型プロポーザル方式により，最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

**２　業務の概要**

（１）業務名

大崎市介護認定審査会支援システム導入業務

（２）業務の目的

ＰＣ・タブレット等の端末がインターネットに接続できれば，どこからでもアクセスできるクラウドサービスを利用した介護認定審査会支援システムを利用し，審査会資料の送付，審査判定及び審査結果の報告等を電子データ化しクラウド上で実施することで，ペーパーレス化や審査会運営の効率化を図るとともに非対面方式での審査会の継続と充実，更には申請から二次判定までの期間の短縮を図ることを目指す。

（３）業務場所

大崎市民生部高齢障がい福祉課　その他指定の場所

（４）業務内容

別添「大崎市介護認定審査会支援システム導入業務仕様書」のとおり

（５）業務期間

令和８年２月１日～令和１１年１月３１日

（６）見積限度額（消費税及び地方消費税を除く）

総額　　　２，８７０千円

うち令和７年度　　　　２４９千円

令和８年度以降　　２，６２１千円

**３　実施形式**

公募型プロポーザル方式により実施する。

**４　参加資格**

本業務の実施にふさわしい事業者を選定するために下記の資格要件を定める。

（１）大崎市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成１８年３月３１日訓令甲第６２号）第６条に規定する物品調達等に係る競争入札参加登録簿に登録されている者又は入札参加資格審査申請と同様の書類審査を受け，適格と認められる者。

（２）大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領（平成１８年３月３１日告示第２３号）及び大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成２５年６月１日規則第３９号）の規定による入札参加資格制限等の措置を受けていない者。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項各号の規定に該当しないものであること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

**５　実施要領に関する質問及び回答**

（１）受付期間

令和７年８月１日（金）～令和７年８月１５日（金）正午まで

（２）受付先

大崎市民生部高齢障がい福祉課　認定審査担当

電子メール　kourei@city.osaki.miyagi.jp

（３）質問方法

質問書（様式１）に内容を簡潔に記載し，電子メール（Word形式の電子メール以外での質問は受付しない）にて提出すること。

（４）回答の方法

提出された質問に対する回答は，令和７年８月２２日（金）までに大崎市公式ウェブサイトに掲載する。

**６　提出書類**

（１）参加表明書

プロポーザルに参加しようとする者は，次に掲げる書類を作成し提出すること。

①　公募型プロポーザル参加表明書（様式２）　１部

②　事業者概要（様式３）　１部

（２）企画提案書等

参加資格確認結果通知を受取った者は，次に掲げる書類を作成し提出すること。

企画提案書の作成に当たっては，別紙「大崎市介護認定審査会支援システム導入業務仕様書」を踏まえるとともに，以下に留意すること。

・様式はＷｏｒｄ（ワード），ＰｏｗｅｒＰｏｉｎｔ（パワーポイント）等で作成し，文字サイズ１１ポイント以上，表紙・目次を含まずにページ番号を付けること。

・企画提案書，企画提案説明書ともにページの上限は３０ページ，基本Ａ４サイズ横（片面）を１ページとし，Ａ３サイズ（片面）の場合は２ページ（両面の場合は４ページ）としてカウントする。

ア　企画提案書　１０部（正本１部，副本９部）

イ　企画提案等説明資料　１０部（正本１部，副本９部）

ウ　見積書及び積算内訳書　１部

**７　提出期限及び提出場所**

（１）提出期限

①　参加表明書　　令和７年８月２９日（金）午後４時まで

②　企画提案書等　令和７年９月２６日（金）午後４時まで

（２）提出場所

〒９８９－６１８８　宮城県大崎市古川七日町１番１号

大崎市民生部高齢障がい福祉課　認定審査担当

電話　０２２９－２３－６１２５

（３）提出方法

持参（土曜日，日曜日，祝日を除く日の午前８時３０分から午後５時（締切日は午後４時）までとする。）又は，郵送（受取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし，提出期限内に必着とする。）とする。

**８　参加資格確認**

事務局において，「６－（１）参加表明書」に掲げる書類について審査し，参加要件を満たしていることを確認する。

参加要件を満たしていることが確認された者に対して，令和７年９月９日（火）午後５時までに電子メール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨を通知するとともに，企画提案書等の提出を要請する。

また，参加要件を満たしていないとされた者に対しては，令和７年９月９日（火）午後５時までに電子メール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨と理由を通知する。

**９　参加表明後の辞退**

参加表明書の提出後，参加を取りやめる場合は，公募型プロポーザル参加辞退届（様式４）を提出すること。

（１）参加辞退届の提出期限

令和７年９月５日（金）午後４時まで

（２）提出場所

７（２）に同じ

（３）提出方法

７（３）に同じ

**１０　審査の実施**

大崎市介護認定審査会支援システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において，「６－（２）企画提案書等」に掲げる書類について審査し，優先交渉権者を選定する。

なお，委員会は大崎市介護認定審査会委員，民生部長，大崎市介護認定審査会事務局員の７名以内で構成するが，委員の氏名については選定における公平性を確保するため，審査後に公表するものとする。

審査結果については，確定後，参加者全員に対し郵送により通知し，また，大崎市公式ウェブサイトに掲載する。

**１１　審査の方法**

提案者の選定は，委員会が下記（３）の評価基準に基づき審査する。なお，審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング（以下，「ヒアリング等」という。）は非公開とする。

（１）審査に伴うヒアリング等の実施

①　委員会において企画提案書等を基にヒアリング等を実施する。

②　ヒアリング等の日時は，令和７年１０月１５日（水）を予定している。

③　詳細な日時等については，電子メール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）により通知する。

※ヒアリング等の順番は，企画提案書等の受付順とする。

（２）審査

①　提出された企画提案書等及びヒアリング等の内容を評価基準に基づいて審査し，優先交渉権者を選定する。

②　１提案者当たりの時間は，５０分以内とする。（企画提案書等説明２５分以内，デモンストレーション１５分程度，質疑応答１０分程度）

※企画提案は，提出された企画提案書等と同内容のものとし，加筆修正はできない。

③　出席者は１社５名以内とする。

④　プレゼンテーションに必要となる機材のうち，プロジェクターとスクリーンについては本市で準備する。ＰＣその他必要なものがある場合は提案者で準備すること。

（３）評価基準

評価項目ごとの配点については，審査委員１人あたりの評価点とし，委員の合計点で審査を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 配点 |
| １　企業評価 | システムに関する資格登録要件及び実績 | １０点 |
| ２　機能要件 | 仕様書別紙「機能仕様書」に示す機能 | ４０点 |
| ３　情報セキュリティ | システムデータの管理，セキュリティ対策及び危機管理対応 | １５点 |
| ４　運用・サポート体制 | 運用保守体制及びシステム利用支援 | １５点 |
| ５　価格評価  （１）見積金額  提出された見積書をもとに，点数化する。※事務局にて計算  最低価格の者を２０点とし，次点以降は２０点に最低価格を当該価格で除したものを乗じ算出。（小数点以下は，四捨五入）  【例】最低価格１００万円，次点１２０万円の場合  ２０点×（１００万円÷１２０万円）＝１６．６６６≒１７点 | | ２０点 |
| 合　計 | | １００点 |

※各種項目における評価点の合計（100点）の６割である「60点」を最低基準点とし，最低基準点に満たない提案者は選外とする

**１２　契約相手方の決定**

提出された企画提案書，プレゼンテーション等の評価基準に基づいて審査し，合計得点の最も高い提案者を優先交渉権者とする。ただし，最高得点者が複数の場合は，見積金額が安価である提案者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者との間で協議が成立した場合は，契約相手方として決定する。なお，優先交渉権者との間で契約締結に至らなかった場合は，次に合計得点の高い提案者と協議を行い，協議が成立した場合は，契約相手方として決定する。

**１３　企画提案書等の取り扱い**

（１）提出後の企画提案書等の訂正及び再提出は認めない。

（２）著作権は各提案者に帰属する。

（３）提案された企画提案書等は，原則非公開とする。ただし，大崎市情報公開条例（平成１９年条例第３号）等に基づく開示請求があった場合には，提案者に開示に係る意見書提出の機会を付与した上で開示する場合がある。

（４）提出された企画提案書等は返却しない。

（５）提出された企画提案書等は審査に必要な範囲で複製する場合がある。

（６）提出された企画提案書等は提案内容の評価以外に提案者に無断で使用しない。

**１４　その他**

（１）企画提案書等の作成等，本プロポーザルに要する費用は，全て提案者の負担とする。

（２）審査内容に関する問い合わせには応じない。また，審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（３）失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格若しくは無効とする。

①　応募資格申請書の提出時から契約までの期間に，応募事業者が会社更生法の適用を受けるなど，契約の履行が困難と認められるに至った場合。

②　同一事項に対し，二通り以上の書類が提出された場合。

③　審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

④　著しく信義に反する行為があった場合。

⑤　提出方法，提出先及び提出期限に適合しない場合。

⑥　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

⑦　提出書類に虚偽の記載をした場合，その他不正の行為があった場合。

⑧　見積書の内容と提案書等の内容が相違している場合。

⑨　見積金額が設定された上限額を超えている場合。

⑩　必要な書類が提出されない場合。

⑪　審査会の指定した時間に遅れたもの，又は出席しなかった場合。

⑫　その他，定める手続き又は方法等を遵守しない場合。

**１５　スケジュール**

本プロポーザルのスケジュールは，以下の表のとおりとする。ただし，各実施日については，本市の事務上の都合により変更できるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 日　時 |
| 大崎市契約等審査会への付議 | 令和７年７月８日 |
| 審査委員会の設置  第１回プロポーザル審査会 | 令和７年７月２３日 |
| 公告・実施要領の配布開始 | 令和７年８月１日 |
| 実施要領等質問の受付期限 | 令和７年８月１５日正午必着 |
| 実施要領等質問の回答期限 | 令和７年８月２２日 |
| 参加表明受付期限 | 令和７年８月２９日　午後４時必着 |
| 参加資格確認結果通知 | 令和７年９月９日 |
| 企画提案書等提出期限 | 令和７年９月２６日　午後４時必着 |
| 参加業者への審査会通知書の送付 | 令和７年９月３０日 |
| 第２回プロポーザル審査会  優先交渉権者の決定 | 令和７年１０月１５日 |
| 参加業者への審査結果通知 | 令和７年１０月２３日 |
| 仕様の調整等打合せ | 令和７年１０月下旬～１１月上旬 |
| 導入計画の作成 | 令和７年１０月下旬～１１月上旬 |
| 随意契約見積合わせ | 令和７年１１月中旬～１１月下旬 |
| 契約 | 令和７年１１月下旬～１２月上旬 |